

# 外国人が活躍できる京都づくりについて

【担当省庁】法務省、文部科学省

我が国での起業を志す外国人や留学生等の誘致及び定着を促進することにより、高度外国人材を集積させるグローバル・エコシステムを構築するため、特に、外国人起業家等が高度専門職ビザを取得する際の高度人材ポイント制について、国費外国人留学制度の利用者及び地方自治体が地域の強みや特性を活かして設定する要件を満たした外国人材に対し、加算の特例措置を講じていただきたい。

## 【現状・課題等】

■府内留学生 11,075 人（令和 3 年）のうち国費留学生は 698 人を占める。日本語教育を修了しかつ日本への理解も深い国費留学生は多様性を求める地域経済にとって理想的な人材であり、彼らが日本での起業又は就業を志望する際には積極的な定着支援が求められるところであるが、現行の高度人材ポイント制においては国費留学制度の活用実績による加点は認められていない。

■「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」に係るスタートアップ・エコシステム拠点都市として、経済団体、産業支援機関、大学・研究機関及び金融機関等と連携し、京都のスタートアップの創出から成長を支援する「京都スタートアップ・エコシステム」を推進する中で、地域の魅力を高め外国人起業家の誘致を成功させるためには、活動拠点が地方であっても在留資格の取得に不利益が生じない取扱いが必要

例：経済産業省が実施する J-Startup プログラムへの参加については高度人材ポイント制において特別加算の対象とされている（出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第 1 条第 1 項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件（平成 26 年法務省告示第 578 号））が、J-Startup の地域版として近畿経済産業局が実施する J-Startup KANSAI への参加は加算対象とされないなど、外国人材の活動拠点が地方であることがポイント充足に不利になる場合がある。

京 都 府 の担当課	商工労働観光部 経済交流課(075-414-4840)
---------------	-----------------------------

## 【国の事業等】

### ■在留管理制度〔法務省〕

- ▶ 「高度専門職」は、高度人材ポイント制により取得できる在留資格で、起業や就労など幅広い活動が可能となる。「高度専門職1号」では在留期間5年の付与、永住許可要件の緩和、配偶者の就労、一定の条件下での親の帯同等、「高度専門職2号」ではこれらに加えて在留期間が無期限となる等の出入国在留管理上の優遇措置が受けられる。
- ▶ 高度人材ポイント制：「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の3つの分類別に設定された項目毎にポイントを設け、ポイントの合計が70点に達した場合に「高度専門職」の在留資格を与える。

## 【京都府の取組】

### ■産業創造リーディングゾーン推進事業費 376.9百万円

- ▶ 海外とのネットワークを持つリーディング推進員により外国企業・スタートアップの誘致を推進するほか、海外展開等の新規マーケット開拓や新商品開発等を総合的に支援

### ■グローバル・スタートアップ・エコシステム構築事業費 50.8百万円

- ▶ オープンイノベーションの基盤となる外国人起業家等が集積するダイバーシティの推進と世界レベルの海外進出推進環境の整備により、グローバル・スタートアップ・エコシステムを構築

### ■起業するなら京都・プロジェクト推進事業 129百万円

- ▶ スタートアップ創出から成長発展までステージに応じた支援を、国や京阪神で連携しながらオール京都で体系的に実施

### ■京都インターナショナルスタートアップセンター

- ▶ 京都府、京都市、ジェトロ京都貿易情報センターが主体となり、グローバル・エコシステムの構築に向けた多様な人材の集積を目指し、府内で起業を志す外国人（府内留学生、海外在住高度外国人材等）の誘致からビザ取得、起業・定着まで一貫した支援を実施する組織として「京都インターナショナルスタートアップセンター」を令和5年7月開設予定。